米子市クリーンセンター灰溶融設備
長期包括管理事業

業　務　仕　様　書

平成２３年７月

１．事業内容

（１） 事業名

米子市クリーンセンター灰溶融設備長期包括管理事業

（２）施設の種類

名　　称：米子市クリーンセンター	
場　　所：米子市河崎３２８０番地１	
稼動開始：平成１４年４月１日	
施設概要：焼却炉９０ｔ×３炉／２４時間	
灰溶融設備	プラズマ式溶融炉　２９ｔ／日
その他の附帯事項	・ 発生した溶融スラグは、建設資材として販売している。 ・ メタルは、有価物として販売している。

（３）施設の管理者

米子市長　野坂康夫

（４）事業目的

本事業は、焼却炉から排出される焼却灰を適正に処理することを目的とします。

（５）計画処理量

業務における計画処理量は、年間約３，５００トンとする。

（６）事業概要

本事業は、選定された事業者（以下「受託者」という。）に、可燃ごみの焼却炉から発生する焼却灰の処理を行うため、本件施設の運転、維持管理業務（日常点検、定期点検）、特定部品（添付資料①特定調達品リスト）等の調達等（以下「管理事業」という。）を委託するものです。

市は、受託者が管理業務を行う期間（以下「事業期間」という。）にわたって本件施設を所有し、受託者は本件施設を維持管理するものとします。受託者は、本件施設の維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとしますが、施工企業からの調達が必要となる部品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の

協力を求めることができるものとします。また、特定部品の定期点検、補修についても、自ら調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとします。

受託者は、本件施設の既存の運転事業者（以下「既存運転事業者」という。）から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）に、既存運転事業者等からの引継ぎを行います。また、受託者が本件施設にかかる業務仕様書の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定します。

① 事業期間等

・事業準備期間　平成２３年１２月１日から平成２４年３月３１日
・乖離請求期間　平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日
・事業期間　　　平成２４年４月１日から平成２８年３月３１日

②契約の形態

市は、受託者と本件施設の長期包括管理事業に関して、事業契約を締結します。

③協定書の締結

市は、特定部品の調達について、荏原環境プラント株式会社と添付資料②に示す条件を含む協定書を締結しています。

（７）関連法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たり、必要とされる一般廃棄物の処理、本件施設の維持管理業務に係る関係法令等を遵守するものとします。

２．受託者が実施する業務の範囲

受託者が実施する主な業務は、次のとおりとします。

また、受託しようとする業務を遂行するための技術者、資格保有者を直接雇用することとします。

（１）管理業務の準備業務等

受託者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとします。

また、運営期間開始までに、管理業務に係る運転・維持管理計画及び事業計画（以下、「事業実施計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとします。

（２）本件施設の管理業務

①運転業務

受託者は、灰溶融設備及びこれに付随する関連施設の運転を行うこととします。これにより、灰溶融設備により主灰及び飛灰のスラグ化を行うこととします。

ア．運転管理業務の概要

○灰溶融設備の運転管理と日常点検

○灰クレーンの運転管理

○灰ピット、スラグピット、溶融不適物ピットの管理

○灰汚水槽、スラグ沈殿槽、スラグ汚水槽、スラグ冷却水槽の管理

○灰溶融設備の運転管理に伴う用役、特定部品の調達

○運転管理計画の作成（年次、月次）

○運転管理業務報告書の作成（月報、年報）

②維持管理業務

受託者は、本件施設の維持管理業務を実施することとします。なお、市は、本件施設のこれまでの運営状況等から、法令変更等に伴う改造工事を除き、土木、建築の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕及び設備機器、配線、配管等の全面的な更新（以下、「大規模修繕工事」という。）は発生しないものと想定していることから、受託者は、事業期間中に大規模修繕工事が発生しないように、維持管理を行うものとします。

維持管理業務の機器の範囲は、添付資料③機器リストに掲載してある機器に係るものとします。

ただし、事業期間中において、著しい技術的な革新等により本件施設で採用した技術の陳腐化が認識できる場合は、大規模修繕工事を伴う改良工事を提案することができます。

ア．維持管理業務の概要

○基本性能を維持するための点検（日常点検及び定期点検、異常時における臨時点検を含む）、検査、整備、補修（ただし、基幹設備の改修、更新はしない）

○維持管理計画の作成（４か年、年次、月次）

○保守管理業務報告書の作成（月報、年報）

③溶融スラグに関する業務

溶融スラグは、市が別途委託した事業者に引渡し、その事業者が米子市クリーンセンターストックヤードまで運搬することとします。

④事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

受託者は、本件施設の管理業務の事業活動において発生する廃棄物を処分することとします。

⑤機能維持のための措置

受託者は、自らの費用と責任において、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じることとします。

⑥各種提出書等の作成

受託者は、市が各種資料提出にあたり、基礎資料等を作成することとします。

⑦データの保管及び報告書の作成等

受託者は、本件施設の管理事業に係る日報、月報及び年報の作成、管理事業における履歴情報及びコストデータ、その他市が業務管理を行うために必要なデータの保管及び報告書の作成を行うこととします。

⑧その他付帯事項

受託者は、管理事業に際し市の環境方針を遵守して業務を行うこととします。

（４）事業期間終了時の協力

市は、事業期間終了後も本件施設の管理業務を継続する予定であるため、市又は市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、受託者は以下の業務を行うものとします。

①本件施設の管理業務に必要な書類等の整備、提出（図面、事業実施計画書、管理業務に係る履歴、精密機能検査報告書、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法）

②市又は市が指定する第三者への引継業務

③事業期間終了後の維持管理計画の立案

④本件施設の精密機能検査の実施等

３．市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとします。

（１）溶融飛灰固化物の処理・処分

市は、溶融飛灰固化物を自らの責任と負担において処理・処分します。

（２）本事業の実施状況の監視

市は、受託者により実施される管理業務の監視を行い、本件施設の維持補修の方法について協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができます。

実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び受託者から提出される各種報告書において行います。また、市は、必要に応じて、自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行うことができます。

（３）委託費の支払い

市は、本件施設の管理業務に要する対価（以下、「委託費」という。）を業務期間にわたり受託者に支払います。なお、支払については、毎月払いとし、業務履行の翌月払いとします。

（４）溶融スラグの再利用

市は、溶融スラグの売却先を確保し、建設資材として再利用します。

（５）メタルの売却

市は、メタルを入札により売却します。

受託者は、引き取り業者にメタルを引き渡すこととします。

４．事業範囲

事業範囲は、下表のとおりとします。

事業範囲表

管理区分	業　　務　　内　　容	
	市	受託者
（１）計画管理	総合計画、一般廃棄物処理基本計画等、ごみの特性・量・質等、ごみの搬出入計画	－
（２）施設全体管理	施設設置者としての施設管理	－
（３）運転管理	－	運転管理計画（溶融量），運転管理、運転作業
（４）付帯管理	ダストの搬出、処理不適物の搬出、スラグ・メタルの資源化	－
（５）維持管理	法改正等に伴う機器の改造 基幹設備の補修	用役、特定部品の調達、管理 設備保全管理（保守点検等） 法定検査、公害防止性能の管理
（６）環境管理	－	安全衛生管理 作業環境管理
（７）情報管理	－	報告書の作成・管理、データ・通信管理、 設計図表の管理
（８）財産管理	土地・建物・備品等、建物保険	－
（９）契約管理	契約に基づく成果・施工管理 定期検査結果・成果報告等の評価 性能保証・かし担保の確認	－

５．リスク分担

リスク分担については、「契約当事者の内、個々のリスクを最も適切に対処できる者が当該リスクの責任を負う」という考え方に基づき、次の表のとおりとします。

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスクに対する責任負担者	
			市	受託者
共通	計画変更リスク	入札説明書等の不備、事業内容の変更等	○	
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		その他の法令等の変更によるもの		○
	住民対応リスク	管理運営に関する住民反対運動等に関するもの等	○	△注1
	事業の中止・延期に関するリスク	本市の指示等によるもの	○	
		本市の債務不履行によるもの	○	
		施設の設置者として必要な許認可等の遅延によるもの	○	
		運営事業者が行う管理運営に必要な許認可等の遅延によるもの		○
		運営事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	物価変動リスク	提案時からのインフレ・デフレ	○	
	税制変更リスク	運営事業者の利益に係る税制変更		○
		上記以外の税制度の変更	○	
	不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期	○	△注2
管理運営	運営費上昇リスク	本市の責めによる事業内容の変更等に起因する運営費の増大	○	
		物価以外の要因による運営費の増大		○
	性能リスク	要求仕様不適合（設計施工のかしを除く）		○
	焼却灰の性状リスク	焼却灰の性状に起因するもの	○	

	焼却灰の量の変動リスク	焼却灰の量の変動に起因するもの	○	△注3
	第三者賠償リスク	管理運営における騒音・振動・臭気等に関するもの		○
	事故の発生リスク	管理運営での事故の発生		○
	環境保全リスク	管理運営に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合		○
事業終了後	施設の性能確保リスク	事業終了（引渡し）時における施設の性能確保に関するもの		○
		事業終了（引渡し）後における施設の性能確保に関するもの	○	

注１：米子市へのデータ提供、説明資料の作成等の支援

注２：軽微な不可抗力

注３：提案した固定費及び変動費の見込み違い

６．ユーティリティ

業務の履行に必要な機材等のうち、以下のものは、米子市が負担するものとします。

（1）貸与品

備え付け工具

（2）場所・機器など

管理事務所

作業場所

施設に備え付けの機器など

作業従事者の休憩場所

作業従事者の車両駐車場